

## 2026年（令和8年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2026年（令和8年）2月16日（月）
- 2 通知年月日 2026年（令和8年）2月16日（月）
- 3 開催年月日 2026年（令和8年）2月27日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について
- 議案第6号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 議案第7号 福山市開発審査会委員の推薦について

### 6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

### 7 出席委員

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 2番 土屋 智樹  | 3番 沖 賢二   | 4番 野田 幸男  |
| 5番 寶諸 孝也 | 6番 佐藤 泰造  | 7番 小林 輝仁  | 8番 石井 洋子  |
| 9番 岡本 卓也 | 10番 安原 理雄 | 11番 能宗 秀典 | 12番 下江 京子 |
|          | 14番 須藤 薫雄 | 15番 谷本 耕造 |           |

### 8 欠席委員

### 9 その他の出席者

0名

### 10 事務局出席職員等

- |       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 事務局長  | 林 茂晃  | 事務局調整員 | 徳永 嘉則  |
| 事務局   | 小澤 佳弘 | 事務局    | 桑田 和也  |
| 松永出張所 | 花田 宏  | 北部出張所  | 藤井 勝俊  |
| 神辺出張所 | 板谷 浩司 | 沼隈出張所  | 須野田 康行 |
- 以上 8名

1 1 議事内容  
午前10時00分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから2026年（令和8年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数14名のうち、出席委員14名全員出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 4番 <sup>の だ</sup> <sup>ゆきお</sup> 野田 幸男委員と 議席番号 10番 <sup>やすはら</sup> <sup>みちお</sup> 安原 理雄委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2026年（令和8年）第2回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案書次第の4 議事欄、議案書2ページの議案第2号並びに議案書別冊目次、議案書別冊6ページの議題欄について、「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」に訂正です。 次に、議案書に議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」及び議案第7号「福山市開発審査会委員の推薦について」を追加とし、これに伴い、議案書次第の4 議事欄と別冊目次について、議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」及び議案第7号「福

<p>事務局 (続き)</p>	<p>山市開発審査会委員の推薦について」を追加します。</p> <p>次に、議案書（別冊）についてです。</p> <p>まず、6ページ1番について、備考欄に「所要面積：7059 m<sup>2</sup>、併用地：1866 m<sup>2</sup>」を追加です。</p> <p>次に、7ページ1番について、備考欄に「所要面積：284.19 m<sup>2</sup>、併用地：279 m<sup>2</sup>」を追加です。</p> <p>次に、10ページ3番と4番について、現況地目欄を「山林原野」から「山林」に、利用状況欄の「雑草等」を「雑木等」に訂正です。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、2月24日の午前9時35分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第4号1件、合計5件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、城興ヶ丘の受人が、大門町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、坪生町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、御幸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、2月25日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名の出席により、議案第1号4件、議案第3号5件、議案第4号6件、合計15件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から7番について報告します。</p> <p>4番及び5番は関連案件であり、両申請地を一体的に利用する計画です。御門町の受人が、津之郷町の渡人から両申請地に賃貸借権の設定をし、借り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、西宮市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>7番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、2月25日の午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号4件、合計11件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の8番から10番について報告します。</p> <p>8番は、尾道市浦崎町の受人が、柳津町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>9番は、山口県宇部市の受人が、奈良県大和郡山市の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。なお、受人は金江町に転居する予定です。</p>

<p>委員 7番 小林 (続き)</p>	<p>10番は、今津町の受人が、沖野上町三丁目の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、野菜および果樹を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、2月25日の午後2時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号8件、議案第3号2件、追加議案第6号1件、合計11件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ11番から4ページ18番について報告します。</p> <p>11番は、沖野上六丁目の受人が、擁壁部分幅1mと延長30mの範囲を分筆し、現在の法面所有者である渡人から贈与により譲り受け、擁壁の維持管理をしながら水稻栽培を継続していくものです。</p> <p>12番は、芦田町福田の受人が、横浜市青葉区の渡人から市道と里道との狭間にある畑を贈与により譲り受けて、柿を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>13番は35ページ1番との関連案件です。この申請地は、2026年1月総会で許可されましたが、受人の名義を父親から子に変更したいとの申し出があり、2026年2月4日に許可の取消願いが提出され、改めて3条許可申請があったものです。申請地では、ブドウやイチゴを栽培し、新規就農するものです。</p> <p>14番は、駅家町服部本郷の受人、が向陽町一丁目の渡人から申請地を譲り受けて、ベビーリーフ、ビーツを栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>15番は、芦田町向陽町の会社経営者である受人が、駅家町向永谷の渡人から田4筆と畑4筆を譲り受け、田では水稻を、畑では季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>16番は、新市町上安井の受人が、東京都多摩市の渡人から申請地を譲り受けて、野菜、イチゴを栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>17番は、新市町常の受人が、同町の渡人から庭先の申請地を譲り受けて、</p>

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番は、駅家町万能倉の受人が経営する会社の前にある申請地を、東桜町の渡人から贈与により譲り受けて、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、2月25日の午前9時から、神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員7名全員の出席により、議案第1号の3件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」19番から21番について報告します。</p> <p>19番は、申請地の東中条の田2筆計1, 214㎡、畑3筆計1, 108㎡、合計5筆計2, 322㎡について、道上の渡人から、東中条の受人が譲り受けて、水稻と野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>20番は、申請地の上御領の田1, 035㎡について、上御領の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、畑として耕作し、麦を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>21番は、申請地の平野の田534㎡（現況畑）について、平野の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、田に復元して水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。水利権については地元の水利役員と調整済です。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題</p>

	<p>はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 小林	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分および意見決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、本郷町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、長草田池から東へ25メートルのところですか。</p> <p>2番は、本郷町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、1番の隣接地で、長草田池から東へ170メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべてについて、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「1番」は転用面積が30アールを超える案件であるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、蔵王町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天資材置場として整備するものです。場所は、福山東インターチェンジの至近です。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から6番について報告します。</p> <p>2番及び3番は関連案件であり、両申請地を一体的に利用する計画です。</p> <p>瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として利用するものです。場所は、瀬戸小学校から北へ約200メートルです。</p> <p>4番は、箕島町の受人が、草戸町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、水呑大橋から南西へ約1700メートルです。</p> <p>5番は、赤坂町の受人が、花園町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、備後赤坂駅から西へ約300メートルです。</p> <p>6番は、草戸町の受人が、水呑町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、農家住宅及び車庫として整備するものです。場所は、水呑大橋より南西に約300メートルです。なお、既に一部転用が完了していることについては、顛末書により整理されています。</p> <p>現地調査の結果、周辺の営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、7番と8番について報告します。</p> <p>7番は、東村町の法人が、今津町三丁目の渡人から譲り受けて、露天駐車</p>

<p>委員 7番 小林 (続き)</p>	<p>場を設置するものです。場所は、福山地区消防組合西消防署今津出張所から北へ約350メートルのところでは、</p> <p>8番は、呉市の法人が、同市の渡人から譲り受けて、露天駐車場及び露天資材置場を設置し、一部を住宅敷地とするものです。場所は、小森池から西へ約250メートルのところでは、一部が既に住宅敷地となっていたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ9番から10番について報告します。</p> <p>9ページ9番は追認許可案件です。芦田町福田で土木工事業を営む法人である受人は、平成30年頃に資材置場が手狭になり、無断で土地造成を行い、露天資材置場を整備してしまったものです。なお、当事者双方から顛末書の提出を受けています。場所は石田池の北370メートルの所です。</p> <p>10番は、9ページ9番の露天資材置場が近年手狭になってきたため、横浜市青葉区の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場及び露天駐車場を整備するものです。場所は石田池の北630メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「1番」は、福山東インターチェンジから南に約170メートル以内に、「5番」はJR備後赤坂駅から西に約300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の</p>

事務局 (続き)	<p>農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p>
	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>
	<p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p>
	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p>
1番 佐藤	<p>1番は、東京都杉並区の申請人が、昭和38年頃に建物を建築し、現在に至っております。場所は、福山東インターチェンジの至近です。</p>
	<p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番から7番について報告します。</p>
4番 野田	<p>2番は、平成26年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、能登原小学校より西北西に約1000メートルの位</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>置です。</p> <p>3番は、昭和56年12月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、高島小学校より南西に約400メートルの位置です。</p> <p>4番は、昭和55年8月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、高島小学校より南西に約500メートルです。</p> <p>5番は、平成18年以前から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となりました。8筆について申請があり、場所は、田島駐在所より南東に約300メートル乃至2500メートル以内の位置です。</p> <p>6番及び7番は、平成8年以前に集会所が建築され、現在に至ります。場所は、田島駐在所の至近です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、2番及び5番は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の8番から11番について報告します。</p> <p>8番は、尾道市の申請人が、昭和49年4月頃から耕作放棄をしていたところ、竹等が繁茂し、竹林となったものです。場所は、(旧) 柚ノ木から北へ約280メートルのところです。</p> <p>9番は、尾道市の申請人が、昭和49年4月頃から耕作放棄をしていたところ、竹等が繁茂し、竹林となったものです。場所は、(旧) 柚ノ木から北西へ約320メートルのところです。</p> <p>10番は、尾道市の申請人が、昭和49年4月頃から耕作放棄をしていたところ、竹等が繁茂し、竹林となったものです。場所は、(旧) 柚ノ木から北へ約500メートルのところです。</p> <p>11番は、呉市の申請人が、昭和9年頃から、公衆用道路として利用していたものです。場所は、北田池から西へ約110メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>本案件は、松永地区農地調整協議会に所属する第6地区農地利用最適化推進委員として、柳津町、藤江町、松永町及び南松永町を担当されている寺本安雄さんから、推進委員を辞職したい旨の申出があったことによるものです。</p> <p>寺本さんは、目の不調により視野が狭くなってきていること、また心臓の不調もあり、今後の職務遂行に支障が生じるおそれがあることから、農地利用最適化推進委員の業務を継続することが困難であるとのことです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第23条においては、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、本件については総会の同意を得る必要があります。なお、辞任日は議決日と同日となります。</p> <p>また、辞任理由が正当であるかどうかについては、農業委員会が社会通念に照らし、一般の良識に基づいて判断することとされています。</p> <p>推進委員の業務には、農地パトロールや意向調査など体力を要する活動が多く含まれていることから、本件は辞任理由として正当であると考えられま</p>

事務局 (続き)	<p>す。</p> <p>なお、辞任が決定した後は、速やかに第6地区の農地利用最適化推進委員の補充募集を行う予定としております。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり同意することに異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>次に、追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>追加議案第6号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を報告します。</p> <p>1番は、令和8年2月17日付で広島法務局福山支局から現況照会があったものです。</p> <p>現地確認しましたが、申請地は東へ延びる里道の分岐の部分で、隅切り部分に当たります。面積の半分は畑の部分が残っております。</p> <p>申請地は親地番の1153-1と共に農振農用地であり、無断転用されていることから、法務局への回答はしないこととするのが適当であると判断しました。場所は駅家南中学校の東260メートルの所です。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>追加議案第6号について、原案のとおり対応することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、追加議案第6号は原案のとおり対応することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、追加議案第7号「福山市開発審査会委員の推薦について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>追加議案第7号の福山市開発審査会委員について、福山市都市計画課より農業委員1名の推薦を求められています。</p> <p>これまで農業委員会を代表する者として、農業委員会会長を推薦しており、今回も会長の再任が望ましいと考えます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、追加議案第7号について、農業委員会会長を推薦することに意見はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見等なし —</p>
議 長	<p>意見がないようですので、福山市開発審査会委員に、農業委員会会長を推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

委員	— 挙 手 —
議長	全員挙手により、追加議案第7号は会長を推薦することに決定します。
議長	次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、24件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、19ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び21ページから26ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条8件、5条27件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、27ページから33ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が26件ありました。</p> <p>次に、34ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>最後に、35ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、4件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質 問 等 な し —

議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2026年（令和8年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、慎重なご審議をいただきありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。

午前10時47分閉会